

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
工事場所	京都市西京区桂清水町他 地内		
路線名又は河川名等			
工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託		
工期	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで		
事業課（所）名	西京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

高中木整姿工	式	1	低木整姿工	式	1
樹木伐採・抜根工	式	1			

施 工 理 由

本業務委託は、標記履行場所において、上記のとおり樹木剪定等の作業を実施することにより、公園緑地の適切な管理を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内 訳	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支 給 品 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年11月	
歩掛適用年月	2025年11月	
基準適用年月	2025年11月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

【設計内訳書（１）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
樹木育成工	病害虫防除工	薬剤散布 A	トレボンEW乳剤(1000倍希釈)	トレボンEW乳剤 500ml	本	4,370	材料費	施工費は、 別途見積歩掛参照
		クビアカツカミキリ 防除シート巻き	ポリエチレン、黒、目合い0.4mm、ラッセル編	防除シート	m2	377	材料費	クビアカツカミキリシート同等品以上 施工費は別途見積歩掛参照
			ポリプロピレン、黒	防草シート	m2	218	材料費	アグリシート(BB1515) 同等品以上 施工費は別途見積歩掛参照
			U字ピン15cm、ワッシャー	目串	組	52.7	材料費	黒丸君同等品以上 施工費は別途見積歩掛参照
		クビアカツカミキリ 被害切株シート被覆	ポリプロピレン、黒	防草シート	m2	218	材料費	アグリシート(BB1515) 同等品以上 施工費は別途見積歩掛参照
			U字ピン15cm、ワッシャー	目串	組	52.7	材料費	黒丸君同等品以上 施工費は別途見積歩掛参照
		クビアカツカミキリ 樹幹注入	リパイク20ml	樹幹注入型 殺虫剤	本	1,760	材料費	リパイク20ml同等品以上 施工費は別途見積歩掛参照
発生材等処理工	発生材処理工	発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉		t	17,780	施工費、処分費	うち処分費 12,000 円
		発生材運搬処分 B	発生材種別：幹		t	6,444	施工費、処分費	うち処分費 1,000 円
		発生材運搬処分 C	発生材種別：根株		t	23,700	施工費、処分費	うち処分費 18,000 円
		発生材運搬処分 D	発生材種別：刈草		t	21,620	施工費、処分費	うち処分費 17,727 円
		発生材運搬処分 E	発生材種別：竹		t	30,530	施工費、処分費	うち処分費 25,000 円
植栽工	高木植栽工	高木植栽 土壌改良含む	樹木の種類：サルスベリ、樹高：3m、幹 周：0.18m、枝張：1.2m、幹巻作業：無、 支柱の種類：二脚鳥居支柱(添木無)		本	48,390	施工費、材料費	
		高木植栽 土壌改良含む	樹木の種類：ハナミズキ(白)、樹高：3m、幹 周：0.15m、枝張：1.0m、幹巻作業：無、 支柱の種類：二脚鳥居支柱(添木無)		本	75,430	施工費、材料費	
	中低木植栽工	中低木植栽 土壌改良含む	樹木の種類：シャリンバイ、樹高：0.5m、枝 張：0.4m、支柱の種類：無		本	1,636	施工費、材料費	

【設計内訳書（２）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
発生材等処理工	発生材処理工	発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉		t	17,620	施工費、処分費	うち処分費 12,000 円
		発生材運搬処分 B	発生材種別：幹		t	6,360	施工費、処分費	うち処分費 1,000 円

見積参考資料

本業務の積算で採用した見積歩掛は以下のとおりです。

基本剪定 常緑広葉樹

摘要範圍

- ◇ 樹形の骨格づくりを目的とした高木の剪定作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 1 基本剪定 常緑広葉樹 10 本当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 1
普通作業員		人		表 1
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 1 基本剪定 常緑広葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	1.30	0.50	0.50
B	25以上 50未満	2.60	1.00	1.20
C	50以上 75未満	4.50	1.50	1.80
D	75以上 100未満	5.60	2.50	2.20
E	100以上 125未満	8.10	3.50	2.80
F	125以上 150未満	13.60	5.30	3.50
G	150以上 175未満	22.70	8.10	4.50
H	175以上 200未満	33.30	11.60	5.60
I	200以上 225未満	45.40	16.70	6.60
J	225以上 250未満	65.70	23.70	8.10
K	250以上 275未満	116.00	40.00	10.60
L	275以上 300未満	156.00	48.50	14.00

摘要範圍

- | | | |
|-----|----------|---------|
| 単 2 | 基本剪定 針葉樹 | 10 本当たり |
|-----|----------|---------|

表 2 基本剪定 針葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	1.40	0.60	0.50
B	25以上 50未満	3.60	1.30	1.20
C	50以上 75未満	5.90	1.90	1.80
D	75以上 100未満	7.10	3.20	2.20
E	100以上 125未満	12.30	4.50	2.80
F	125以上 150未満	18.20	6.70	3.50
G	150以上 175未満	32.50	10.40	4.50
H	175以上 200未満	46.80	14.90	5.50
I	200以上 225未満	65.00	21.40	6.50
J	225以上 250未満	85.80	30.50	8.00
K	250以上 275未満	149.00	52.00	10.50
L	275以上 300未満	199.00	62.40	14.00

摘要範圍

- 単 3 基本剪定 落葉広葉樹 10 本当り

表 3 基本剪定 落葉広葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	1.00	0.50	0.50
B	25以上 50未満	1.50	1.00	1.20
C	50以上 75未満	4.00	1.50	1.80
D	75以上 100未満	6.00	2.50	2.20
E	100以上 125未満	12.00	3.50	2.80
F	125以上 150未満	18.00	5.30	3.50
G	150以上 175未満	26.00	8.10	4.50
H	175以上 200未満	32.00	12.00	5.60
I	200以上 225未満	46.00	17.00	6.60
J	225以上 250未満	66.00	24.00	8.10
K	250以上 275未満	126.00	40.00	10.60
L	275以上 300未満	162.00	50.00	14.00

基本剪定 中木

摘要範圍

- ◇ 樹形を維持することを目的とした中木の剪定作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 4 基本剪定 中木 10 本当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 4
普通作業員		人		表 4
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 4 基本剪定 中木 10 本 当り

ランク	樹高(m)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	1.5未満	0.40	0.10	0.05
B	1.5以上 2.0未満	0.60	0.15	0.10
C	2.0以上 2.5未満	0.80	0.30	0.20
D	2.5以上 3.0未満	1.40	0.50	0.30
E	3.0以上	2.00	0.80	0.40

軽剪定 常緑広葉樹

摘要範圍

- ◇ 樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止、危険枝の除去を目的とした高木の切詰め・枝抜き作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 5 軽剪定 常緑広葉樹 10 本当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 5
普通作業員		人		表 5
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 5 軽剪定 常緑広葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.50	0.17	0.15
B	25以上 50未満	1.30	0.40	0.60
C	50以上 75未満	2.10	0.80	0.80
D	75以上 100未満	2.60	1.10	1.30
E	100以上 125未満	4.10	1.60	1.60
F	125以上 150未満	7.10	2.70	2.60
G	150以上 175未満	11.30	4.10	2.90
H	175以上 200未満	18.30	6.10	3.30
I	200以上 225未満	24.40	8.60	4.00
J	225以上 250未満	39.00	14.20	4.60
K	250以上 275未満	60.80	24.40	5.30
L	275以上 300未満	86.00	30.50	7.10

摘要範圍

- 単 6 軽剪定 針葉樹 10 本当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 6
普通作業員		人		表 6
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 6 軽剪定 針葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.90	0.20	0.13
B	25以上 50未満	1.60	0.50	0.78
C	50以上 75未満	2.70	0.90	1.00
D	75以上 100未満	3.50	1.30	1.60
E	100以上 125未満	5.70	1.90	2.00
F	125以上 150未満	10.10	3.30	2.80
G	150以上 175未満	15.60	5.20	3.30
H	175以上 200未満	23.40	7.80	3.90
I	200以上 225未満	33.80	11.00	5.20
J	225以上 250未満	52.00	18.20	5.80
K	250以上 275未満	84.50	31.20	7.10
L	275以上 300未満	110.00	39.00	9.10

摘要範圍

- 単 7 軽剪定 落葉広葉樹 10 本当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 7
普通作業員		人		表 7
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.51	0.17	0.10
B	25以上 50未満	1.32	0.52	0.60
C	50以上 75未満	1.75	0.80	0.81
D	75以上 100未満	2.57	1.05	1.30
E	100以上 125未満	4.40	1.55	1.60
F	125以上 150未満	6.66	2.58	2.20
G	150以上 175未満	12.29	4.05	2.58
H	175以上 200未満	18.41	6.00	3.04
I	200以上 225未満	25.58	8.40	3.95
J	225以上 250未満	32.50	14.40	4.40
K	250以上 275未満	61.00	24.20	5.50
L	275以上 300未満	85.00	30.20	7.00

支障枝処理

摘要範囲

- ◇ 下枝、垂れ枝、越境枝などの管理上支障となる枝を幹ぎわで切除する作業に適用する。
- ◇ 枝1本単位で数量を計上する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 8 支障枝処理 10 本 当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 8
普通作業員		人		表 8
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 8 支障枝処理 10 本 当り

ランク	枝周(cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	15未満	0.30	0.10	0.10
B	15以上 30未満	0.60	0.30	0.20
C	30以上 45未満	1.00	0.60	0.30

枝周は、幹から30cm離れた位置で計測する。

支障枝剪定

摘要範囲

- ◇ 下枝、垂れ枝、越境枝、ひこばえなどの管理上支障となる枝の剪定作業に適用する。
- ◇ 樹木1本単位で数量を計上する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 9 支障枝剪定 10 本 当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 9
普通作業員		人		表 9
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 9 支障枝剪定 10 本 当り

ランク	幹周(cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	50未満	0.40	0.14	0.20
B	50以上 100未満	0.82	0.28	0.40
C	100以上 150未満	2.20	0.78	0.68
D	150以上 200未満	5.60	1.77	0.92
E	200以上 250未満	12.20	4.15	1.38

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- 単 10 刈込み 生垣 100 m当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 10
普通作業員		人		表 10
諸雑費	率+まるめ	式	1	表 10

ランク	樹高(m)	造園工	普通作業員	諸雑費(率分)
A	0.6未満	1.00	0.30	13.8%
B	0.6以上 1.2未満	2.00	0.60	
C	1.2以上 2.0未満	4.00	1.20	
D	2.0以上	6.00	2.40	

摘要範圍

- ◇ 低木寄植えの平面的な刈込み作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ 諸雑費は、剪定機等の燃料費および損料等であり、労務費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ◇ 樹高は刈込み前の高さを計測する。

単 11 刈込み 寄植え 100 m²当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 11
普通作業員		人		表 11
諸雑費	率+まるめ	式	1	表 11

表 11 刈込み 寄植え 100 m²当り

ランク	樹高(m)	造園工	普通作業員	諸雑費(率分)
A	1.2未満	1.30	0.50	13.8%
B	1.2以上 2.0未満	2.40	0.70	
C	2.0以上	3.80	1.20	

刈込み(人力) フジ棚

摘要範圍

- ◇ フジ棚の剪定作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ 剪定時期は、6月頃及び秋季の年2回とする。

單 13

刈込み(人力) フジ棚

10 m²当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人	0.46	
普通作業員		人	0.17	
諸雑費	まるめ	式	1	

薬剤散布A

摘要範圍

- ◇ 樹木に発生した病害虫の防除のための薬剤の散布作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(給水、運搬、散布補助、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ トラック運転には噴霧器等の積載・移動が含まれる。
- ◇ 諸雑費は、噴霧器等の燃料費および損料等であり、労務費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。

單 14

薬剤散布A トレボンEW乳剤

100 リツ当り
トル

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人	0.52	
普通作業員		人	0.41	
薬剤	トレボンEW乳剤、1000倍希釈	ℓ	100	
トラック運転	2t車	日	0.31	機械損料、燃料、運転手
諸雑費	率+まるめ	式	1	率分 6.0%

薬剤散布B

摘要範圍

- ◇ 樹木に発生した病害虫の防除のための薬剤の散布作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(給水、運搬、散布補助、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ トラック運転には噴霧器等の積載・移動が含まれる。
- ◇ 諸雑費は、噴霧器等の燃料費および損料等であり、労務費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。

單 15

薬剤散布B セルコート乳剤

100 リツ当り
トル

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人	0.52	
普通作業員		人	0.41	
薬剤	セルコート乳剤、25倍希釈	ℓ	100	
トラック運転	2t車	日	0.31	機械損料、燃料、運転手
諸雑費	率+まるめ	式	1	率分 6.0%

クビアカツヤカミキリ対策工 クビアカツヤカミキリ防除シート巻き

摘要範囲

- ◇ サクラ、ウメ、モモ、スモモ等(バラ科樹木)に穿孔するクビアカツヤカミキリの侵入防止、または、すでに穿孔したクビアカツヤカミキリ他樹木への飛散防止のために、これらの樹木に防除シートを巻く作業に適用する。
- ◇ 対象は、地際から樹高 約1.6m の範囲における幹枝の直径(幹は胸高直径、枝は元径)が 5cm以上の部位であり、シート巻きの障害となる元径 5cm 程度までの枝の軽易な剪定を含む。
- ◇ 諸雑費は、ポリプロピレンひも、ガンタッカーの針、針金、耐候性結束バンド、防草シートテープ等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じる。
- ◇ 防除シートはクビアカガードネット同等品以上、防草シートはアグリシート(BB1515)同等品以上、目串は黒丸君同等品以上とする。

単 16 クビアカツヤカミキリ防除シート巻き 100 本当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 16
普通作業員		人		表 16
防除シート	ポリエチレン、黒 目合い0.4mm、ラッセル編	m2		表 16
防草シート	ポリプロピレン、黒	m2		表 16
目串	U字ピン15cm、ワッシャー	組		表 16
諸雑費	率+まるめ	式	1	表 16

表 16 クビアカツヤカミキリ防除シート巻き 100 本当たり

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	防除シート	防草シート	目串	諸雑費(率分)
A	90以上 120未満	16	16	650	1,370	900	6
B	120以上 150未満	15	15	750	1,550	1,900	5
C	150以上 180未満	15	15	900	1,600	2,000	5
D	180以上 210未満	15	15	1,050	1,630	2,100	5
E	210以上 240未満	15	15	1,200	1,660	2,200	5

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- ◇ サクラ、ウメ、モモ、スモモ等(バラ科樹木)に穿孔するクビアカツヤカミキリの侵入防止、または、すでに穿孔したクビアカツヤカミキリ他樹木への飛散防止のために巻いたクビアカガードネットの撤去作業に適用する。
- ◇ 幹枝に打ち込んだガンタッカーの針の抜き取り、地面に打ち込んだ目串の抜き取り、または地面への埋設作業を含む。

單 17

クビアカツヤカミキリ防除シート撤去

100 本当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
軽作業員		人	9	
諸雑費	まるめ	式	1	

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- ◇ サクラ、ウメ、モモ、スモモ等(バラ科樹木)に穿孔するクビアカツヤカミキリの侵入防止、または、すでに穿孔したクビアカツヤカミキリ他樹木への飛散防止のために巻いた防除シートの補修(破れたシートの閉塞や幹枝に密着したシートへの緩衝材の設置等)作業に適用する。
- ◇ 諸雑費は、ポリプロピレンひも、ガンタッカーの針、針金、耐候性結束バンド、防除シートテープ等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じる。

單 18

クビアカツヤカミキリ防除シート補修

100 本当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人	5	
諸雑費	率+まるめ	式	1	率分 5 %

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- 単 19 クレアカツヤカミキリ被害切株シート被覆 100 本当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 19
防草シート	ポリプロピレン、黒	m2		表 19
目串	U字ピン15cm、ワッシャー	組		表 19
諸雑費	率+まるめ	式	1	表 19

表 19 ケビアカツヤカミキリ被害切株シート被覆 100 本当たり

ランク	幹周 (cm)	造園工	防草シート	目 串	諸雑費 (率分)
A	90以上 120未満	15	400	700	5
B	120以上 150未満		450	900	
C	150以上 180未満		500	1,000	
D	180以上 210未満		550	1,200	
E	210以上 240未満		600	1,400	

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- 単 20 クビアカツヤガミギリ対策工 クビアカツヤガミギリ樹幹注入 100 本当たり

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 20
樹幹注入型殺虫剤	リハイブ20ml	本		表 20
諸雑費	率+まるめ	式	1	表 20

ランク	幹周 (cm)	造園工	樹幹注入型殺虫剤	諸雑費 (率%)
A	90以上 120未満	8	900	10
B	120以上 150未満	7	1,350	6
C	150以上 180未満	7	1,600	6
D	180以上 210未満	7	1,900	6
E	210以上 240未満	7	2,200	6

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- 単 21 枯損木伐採 10 本当り

表 21 枯損木伐採 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.30	0.50	0.10
B	25以上 50未満	0.70	1.30	0.30
C	50以上 75未満	2.00	3.00	0.50
D	75以上 100未満	4.20	6.00	1.00
E	100以上 125未満	7.00	9.00	1.75
F	125以上 150未満	12.00	16.00	2.90
G	150以上 175未満	15.00	19.00	4.00
H	175以上 200未満	22.00	25.00	6.00
I	200以上 225未満	28.00	40.00	10.00
J	225以上 250未満	35.00	70.00	15.00
K	250以上 275未満	50.00	95.00	25.00
L	275以上 300未満	70.00	110.00	35.00

支障木伐採

摘要範囲

- ◇ 維持管理上支障のある高木を根元で伐採する作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 22

支障木伐採

10 本 当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 22
普通作業員		人		表 22
チェーンソー運転	鋸長600mm、排気量0.08L	日		内 2
諸雑費	まるめ	式	1	

表 22

支障木伐採

10 本 当り

ランク	幹周(cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.50	0.70	0.10
B	25以上 50未満	1.00	1.50	0.30
C	50以上 75未満	3.00	4.00	0.50
D	75以上 100未満	5.00	7.00	1.00
E	100以上 125未満	8.00	10.00	2.00
F	125以上 150未満	13.00	17.00	3.50
G	150以上 175未満	17.00	20.00	4.00
H	175以上 200未満	25.00	26.00	6.00
I	200以上 225未満	30.00	43.00	10.00
J	225以上 250未満	38.00	75.00	15.00
K	250以上 275未満	50.00	95.00	25.00
L	275以上 300未満	75.00	120.00	35.00
M	300以上 325未満	100.00	130.00	50.00
N	325以上 350未満	120.00	140.00	60.00

伐採 伐竹

摘要範囲

- ◇ 維持管理上支障のある竹を根元で伐採する作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(竹等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 23伐採 伐竹100 m2当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
普通作業員		人		表 23
チェーンソー運転	鋸長600mm、排気量0.08L	日		内 2
諸雑費	まるめ	式	1	

表 23伐採 伐竹100 m2当り

ランク	密度(本/100m ²)	普通作業員	チェーンソー運転
A	10未満	0.60	0.20
B	10以上 50未満	1.20	0.40
C	50以上	2.00	0.60

根株撤去

摘要範囲

- ◇ 伐採後の切株の撤去に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(床掘り、根切り、園内運搬、埋戻し、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(根株等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ 撤去と植栽を同時に施工する場合は、山砂を計上しない。
- ◇ チェーンソー、バックホウおよびトラックは損料とする。

単 24

根株撤去

10 本 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人		表 24
チェーンソー運転	鋸長600mm、排気量0.08L	日		内 2
バックホウ(クローラ型)運転	標準バケット容量(山積0.28／平積0.2m ³)	日		内 3
山砂	洗い無、真砂、75 μ m通過10%以下	m ³		表 24
諸雑費	まるめ	式	1	

表 24

根株撤去

10 本 当り

ランク	根元周(cm)	普通作業員	チェーンソー運転	バックホウ運転	山砂
A	40未満	3.50	1.00	1.00	0.50
B	40以上 75未満	7.00	2.00	2.00	1.00
C	75以上 112未満	12.00	3.00	3.00	2.00
D	112以上 150未満	20.00	4.00	4.00	5.00
E	150以上 200未満	28.00	8.00	8.00	8.00
F	200以上 250未満	50.00	12.00	12.00	10.00
G	250以上 300未満	65.00	22.00	22.00	12.00

ランク外の切株や人力での施工が必要な場合は、別途見積り等にてその都度積算する。

発生材処理

摘要範囲

- ◇ 園内で集積されている発生材(剪定枝、玉切り丸太等)を園外に搬出するための積込等の作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は労務作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ 人力にて運搬、積込できない場合は適用しない。
- ◇ 公園外への運搬は、別途計上する。

単 25	発生材処理			1 t 当り
名 称	規 格	単位	数量	摘 要
普通作業員		人	1.50	
諸雑費	まるめ	式	1	

巡視点検

摘要範圍

- ◇ 1回あたり半日、作業員2名で公園内指定箇所において、樹木の枝折れや危険木がないか等の点検を行う。
- ◇ 点検中、枝が木に引っかかっている等の危険箇所がある場合は、軽作業として除去を含む。
- ◇ 実施後、巡視点検結果の報告を行う。

單 26

巡視点検

1 回当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人	0.50	
普通作業員		人	0.50	
諸雑費	まるめ	式	1	

内訳書

肉 1

チェーンソー運転

1 日当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
ガソリン	レギュラー	L	2.5	
チェーンソー[ガソリン]	鋸長350mm、排気量0.034L	日	1	
諸雑費	まるめ	式	1	

内 2

チェーンソー運転

1 日当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
ガソリン	レギュラー	L	3.5	
チェンソー[ガソリン]	鋸長600mm、排気量0.08L	日	1	
諸雑費	まるめ	式	1	

内 3

バックホウ(クローラ型)運転

1 目当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
運転手(特殊)		人	1	
軽油		L	38	
バックホウ(クローラ型)	[標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 標準バケット容量 (山積0.28／平積0.2m3)	供用日	1.52	
諸雑費	まるめ	式	1	

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
緑地育成		式	1				
樹木整姿工		式	1				
高中木整姿工		式	1				
基本剪定 常緑広葉樹 B	C= 25cm以上 50cm未満	本	3				
基本剪定 常緑広葉樹 C	C= 50cm以上 75cm未満	本	3				
基本剪定 常緑広葉樹 D	C= 75cm以上100cm未満	本	14				
基本剪定 常緑広葉樹 E	C=100cm以上125cm未満	本	16				
基本剪定 常緑広葉樹 F	C=125cm以上150cm未満	本	4				
基本剪定 常緑広葉樹 J	C=225cm以上250cm未満	本	1				
基本剪定 針葉樹 C	C= 50cm以上 75cm未満	本	1				
基本剪定 針葉樹 D	C= 75cm以上100cm未満	本	1				
基本剪定 落葉広葉樹 B	C= 25cm以上 50cm未満	本	6				
基本剪定 落葉広葉樹 C	C= 50cm以上 75cm未満	本	9				

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基本剪定 落葉広葉樹 D	C= 75cm以上100cm未満	本	10				
基本剪定 落葉広葉樹 E	C=100cm以上125cm未満	本	33				
基本剪定 落葉広葉樹 F	C=125cm以上150cm未満	本	33				
基本剪定 落葉広葉樹 G	C=150cm以上175cm未満	本	8				
基本剪定 落葉広葉樹 H	C=175cm以上200cm未満	本	6				
基本剪定 落葉広葉樹 I	C=200cm以上225cm未満	本	2				
基本剪定 落葉広葉樹 J	C=225cm以上250cm未満	本	3				
基本剪定 中木 B	H=1. 5m以上2. 0m未満	本	20				
基本剪定 中木 C	H=2. 0m以上2. 5m未満	本	18				
基本剪定 中木 E	H=3. 0m以上	本	8				
軽剪定 落葉広葉樹 E	C=100cm以上125cm未満	本	6				
軽剪定 落葉広葉樹 F	C=125cm以上150cm未満	本	2				
軽剪定 落葉広葉樹 G	C=150cm以上175cm未満	本	1				

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
軽剪定 落葉広葉樹 I	C=200cm以上225cm未満	本	1				
支障枝処理 A	枝周15cm未満	本	5				
支障枝処理 B	枝周15cm以上30cm未満	本	10				
支障枝剪定 A	C= 50cm未満	本	5				
支障枝剪定 C	C=100cm以上150cm未満	本	5				
低木整姿工		式	1				
刈込み 生垣 A	H=0. 6m未満	m	292				
刈込み 生垣 B	H=0. 6m以上1. 2m未満	m	525				
刈込み 生垣 C	H=1. 2m以上2. 0m未満	m	641				
刈込み 生垣 D	H=2. 0m以上	m	321				
刈込み 寄植え A	H=1. 2m未満	m2	2, 870				
刈込み 寄植え B	H=1. 2m以上2. 0m未満	m2	3, 570				
刈込み 寄植え C	H=2. 0m以上	m2	50				

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
刈込み フジ棚	人力2回刈	m2	780				
除草工		式	1				
除草 機械Ⅰ	除草(肩掛式)、集草、積込・運搬	m2	57,170				
除草 機械Ⅱ	除草(ハットカット・肩掛式)、集草、積込・運搬	m2	41,900				
除草 人力	除草(人力)、集草、積込・運搬	m2	6,050				
樹木育成工		式	1				
病虫害防除工		式	1				
薬剤散布 A	トレボンEW乳剤(1000倍希釈)	L	100				
薬剤散布 B	セルコート乳剤(25倍希釈)	L	100				
クビアカツヤカミキリ防除シート巻き E	C=210cm以上240cm未満	本	1				
クビアカツヤカミキリ防除シート撤去		本	1				
クビアカツヤカミキリ防除シート補修		本	1				
クビアカツヤカミキリ被害切株シート被覆 E	C=210cm以上240cm未満	本	1				

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
クハアツヤカミリ樹幹注入 E	C=210cm以上240cm未満	本	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
伐採工		式	1				
枯損木伐採 B	C= 25cm以上 50cm未満	本	4				
支障木伐採 B	C= 25cm以上 50cm未満	本	20				
支障木伐採 D	C= 75cm以上100cm未満	本	1				
支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	本	1				
伐竹 A	密度：10本未満/100m2	m2	10				
抜根工		式	1				
根株撤去 D	根元周112cm以上150cm未満	本	1				
発生材等処理工		式	1				
発生材処理工		式	1				
発生材処理		t	1				

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉	t	146				
発生材運搬処分 B	発生材種別：幹	t	6				
発生材運搬処分 C	発生材種別：根株	t	0.6				
発生材運搬処分 D	発生材種別：刈草	t	47				
発生材運搬処分 E	発生材種別：竹	t	0.1				
植栽工		式	1				
高木植栽工		式	1				
高木植栽 土壌改良含む	サルスベリ：H=3.0、C=0.18、W=1.2、幹巻作業：無、二脚鳥居支柱（添木無）	本	1				
高木植栽 土壌改良含む	ハナミズキ（白）：H=3.0、C=0.15、W=1.0、幹巻作業：無、二脚鳥居支柱（添木無）	本	1				
中低木植栽工		式	1				
中低木植栽 土壌改良含む	シャリンバイ：H=0.5、W=0.4、支柱：無	本	1				
巡視点検工		式	1				
巡視点検工		式	1				

設計内訳書（１）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
巡視点検	半日	回	3				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B 昼間	人日	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費(積上計上)	業務案内看板(W550×H1400、みやこ柚木)	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

設計内訳書 (1)

[illegible]

設計内訳書（2）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
緑地育成		式	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
伐採工		式	1				
枯損木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	本	1				
発生材等処理工		式	1				
発生材処理工		式	1				
発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉	t	0.9				
発生材運搬処分 B	発生材種別：幹	t	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B 昼間	人日	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（２）

工事名	公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現場環境改善費(積上計上)	業務案内看板(W550×H1400、みやこ杣木)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費(積上)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

業務委託名 公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託

履行場所 京都市西京区桂清水町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本業務の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

また、本業務にかかる提出書類の様式は、「樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程（令和7年11月）」によるものとする。

なお、本業務の履行現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本業務は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（緊急対応）

本業務では、強風や台風、事故等により通行安全性が阻害された場合、緊急で作業を指示することがある。被害が予測される場合には、連絡・出動態勢を整えること。

また、被害発生時には、速やかに通行安全性を確保すること。可能な限り作業前に監督職員等に状況を報告して指示を受けることとするが、やむを得ない場合はこの限りではない。作業後は速やかに報告すること。

第4条（技術者の配置について）

- 1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。また、剪定作業中には、剪定作業責任者として下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、(ア)又は(イ)の資格を有する者が望ましい。

剪定作業責任者は、業務計画書等に明記し、書面をもって通知すること。なお、剪定作業責任者は、主任技術者及び現場代理人を兼務することができるものとする。

- (ア) 緑地樹木剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）
- (イ) 街路樹剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）
- (ウ) 造園技能士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）
- (エ) 造園施工管理技士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）
- (オ) 街路樹等の剪定業務または、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

上記を確認するため、それぞれ以下のものを提出すること。

- (ア) を有する者は、緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写し
 - (イ) を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し
 - (ウ) を有する者は、技能検定合格証書の写し
 - (エ) を有する者は、技術検定合格証明書の写し
 - (オ) を有する者は、同等の経験がわかる経歴書
- 2 現場代理人は、その運営、取締りを行うほか、受注者の一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るものを除く。）を行使することができるものとし、業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ本市との連絡体制が確保されると監督職員が認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。

第5条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本業務は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は対象外とする。なお、前払金保証について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第7条（部分払）

受注者は、業務の完了前に、業務の出来高に応じた請負代金を請求することができる。ただし、当該請求に係る業務の検査を完了したものに限る。また部分払金額については、本市の算定基準に従うものとする。

2 現場条件に関する事項

第8条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

※本業務では、交通量の多い地域にある公園で、道路に接する箇所の作業が想定される場合について、交通誘導警備員を計上している。

【設計内訳書（1）】

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
本業務履行箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼 間	無

【設計内訳書（2）】

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
本業務履行箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼 間	無

第9条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

みやこ杉木を使用した木製の業務案内看板の設置

項 目	仕 様	設置枚数
業務案内看板	・ みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・ 看板サイズは 550×1400mm とする。 ・ 表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 (文字数：150 字程度)	1 枚

設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 施工管理に関する事項

第 10 条（業務計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに「施工計画書作成要領」に従って業務計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を実施すること。
- 2 作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議のうえ、週間工程表を監督職員に提出すること。

第 11 条（作業計画）

- 1 業務の着手に先立ち、各土木みどり事務所において、業務概要や業務履行に当たっての注意点等を説明する場を設けるものとする。現場代理人は必ず出席すること。詳細については監督職員が別途指示する。
- 2 本業務は、監督職員の指示がある場合を除いて【別紙－1】に示す作業計画表に従って実施すること。
- 3 作業着手前に現場確認調査を行い、作業手順を検討したうえで、監督職員と協議した後に業務に着手すること。なお、各作業の開始時期については、監督職員の指示に従うこと。
- 4 作業着手前の現場確認調査において、管理上支障がある樹木や危険木、応急処理が必要な樹木を発見した場合には、【別紙－2】により速やかに監督職員に報告すること。
- 5 本業務では、「剪定講習会」を開催する場合がある。その際、現場代理人は実際に作業に従事する者とともに参加協力すること。詳細については監督職員が別途指示する。

第 12 条（工程管理）

- 1 受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。
- 2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
- 3 作業日は土日祝を除く平日とし、作業時間は原則として昼間作業は 8:30～17:15 とする。この曜日および時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 特に本市が指示した場合を除き、官庁の休日並びに夜間（17:15 から翌朝 8:30 まで）における作業は、防災保安上の点検や緊急安全対策作業以外禁止する。
- 5 他の企業・事業者との同時作業となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 6 2 週間分の作業計画表及び直近作業の実施状況（公園名、工種、樹種、ランク、数量）に関する報告書を提出すること。提出日は毎週木曜日とする。
- 7 各作業樹木のランクは、【別紙－3】に示すとおりとする。
- 8 本業務の対象となる剪定、刈込、除草等の作業について、既に実施された形跡が見られる場合については、事前に監督職員に報告し、指示に従うこと。

第 13 条（安全管理）

- 1 作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については受注者がその責に任ずるものである
- 2 現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設置

し、公園利用者の安全を確保すること。公園（子どもが常時遊んでいる）という特異性を十分に留意して取り組むこと。

- 3 保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導警備員を配置し方法等を監督職員とよく協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じること。
- 4 利用者の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖するとともに、作業車両も囲むこと。また、利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。
- 5 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
- 6 作業用車両を現場に出入りさせるときは、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。
- 7 作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。
- 8 作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。
- 9 剪定枝葉、刈草、ゴミ等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
- 10 資材・土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は直ちに清掃・補修を行うこと。作業完了に際しては、跡掃除を行い、不要残材等の類は監督職員に確認を受けたうえで処理・処分すること。

第 14 条（安全・訓練等）

- 1 受注者は、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを業務計画書に含めて監督職員に提出するものとする。共通仕様書（1-1-1-28）「工事中の安全確保」、及び（1-1-1-34）「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。
- 2 受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本業務における災害対策訓練
 - (5) 本業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 安全・訓練等の実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第 15 条（市民対応）

- 1 本業務は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- 2 作業中、利用者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

第 16 条（写真管理）

本業務は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状

況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は請負工事必携に準じるが、業務委託名、公園名、工種、樹種、ランク、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－４】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は【別紙－５】による。

第 17 条（出来高管理）

監督職員より配付された平面図及び集計表に、工種、樹種、幹回り、ランク等を記入し、樹種ごとにランク別本数を表にして提出すること。

第 18 条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。なお、出来形数量表は、集計したものを印刷するとともに電子データを提出しなければならない。

第 19 条（作業上の留意事項）

- 1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。
- 2 巡視点検時及びその他作業時において、クビアカツヤカミキリの成虫を発見した場合は、踏みつぶす等により殺処分※を行うこと（※ 生きたまま移動させると法律違反となる）。また、成虫の写真を撮影し、速やかに京都府自然環境保全課（４１４－４７０６）及び監督職員に報告したうえで、写真、樹種、発見場所・日時の情報をそれぞれ提出すること。

クビアカツヤカミキリと疑われる昆虫やその痕跡（フラス）を発見された場合においても同対応を行うこと。

3 剪定の基本的な方法

- (1) 公園樹木は、修景上、管理上特に必要となる場合を除き自然形仕立てとする。
- (2) 若木の剪定は、将来の主枝の配置を考慮し、不必要な枝は幹際から切除すること。
- (3) 切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径１０cm以上、サクラ類は直径５cm以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布すること。
- (4) 剪定位置は、外芽の直上で、カックイを残してはならない。
- (5) 腐朽の原因となるブツ切りは行ってはならない。
- (6) 公園外周樹木の剪定仕上がりは、【図－１】を標準とする。樹種特性、地形等を考慮して仕上げるものとするが、これにより難しい場合は監督職員の指示に従うこと。
- (7) 剪定の実施時期については、【別紙－１】を基本とするが、監督職員から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

4 基本剪定

樹木の骨格形成を目的とする剪定で、樹木の適性に応じ最も適切な方法により行う。実施時期は、前項(7)による。

5 中木剪定

モクセイ類、ツバキ類、サンゴジュ等の剪定であり、密生枝の透かし、樹勢を見極めたうえでの切りもどし、刈込み等を行うと同時に枯枝を除去すること。

6 軽剪定

樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止、危険枝の除去等を目的とするもので、切詰、枝抜き等を行う。

7 支障枝処理

- (1) 維持管理上支障となる下枝、垂れ枝、越境枝等を幹ぎわから切落とす作業である。
- (2) 枝1本単位で数量を計上する。

8 支障枝剪定

- (1) 維持管理上支障となる下枝、垂れ枝、越境枝、ヒコバエ等を剪定すること。
- (2) 樹木1本単位で数量を計上する。
- (3) 作業条件が厳しい場合や大きく樹形を変えるような作業が必要となる場合は、別途協議とする。

9 生垣刈込

- (1) 徒長枝等不要枝を剪定し、枝の整理を行ったあと、一定の幅を定めて両面の刈込み天端をそろえる。
- (2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行い、枝の結束にはシュロ縄を用いること。
- (3) 枯枝、枯葉があった場合は切除し、処分すること。
- (4) 節間で剪定してしまったものについては、切りもどしを行うこと。

10 寄植刈込

一定の高さを設定し、切りそろえること。その他は生垣刈込に準ずる。

11 フジ棚剪定

- (1) 1回目の剪定は、花後から花芽分化期までに密生枝を適度に間引き、4～5層に重なっている場合は、1～2層にすること。
- (2) フジ棚より外に張出している枝については、切除ないし内部へ誘引結束すること。
- (3) 2回目の剪定は、フジ棚より外にはみだしている枝について剪定すること。
- (4) 枝が疎の部分は必要に応じて枝の誘引を行い、結束にはシュロ縄を用いること。
- (5) 花芽には充分注意し、作業すること。

12 除草

(1) 除草期間

- (ア) 1回目は概ね6月から8月まで。ただし、実施時期を別途指示した公園については、指示に従い施工すること。
- (イ) 2回目を実施する公園は、監督職員が期間を別途指示する。
- (ウ) 作業を実施する前に、公園愛護協力会等により除草作業が実施された場合や、作業の形跡が見られる場合については、事前に監督職員に報告し、指示に従うこと。
- (エ) 除草とともに、散在する落葉、空き缶、ゴミ、殻、古い支柱等も処分すること。

(2) 機械除草Ⅰ（肩掛け式）

- (ア) 補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）を含み、1cm以下に丁寧に刈ること。
- (イ) 石はねに対しては、万全の処置をすること。

(3) 機械除草Ⅱ（ハンドガイド+肩掛け式）

- (ア) 補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）を含み、1cm以下に丁寧に刈ること。
- (イ) 石はねに対しては、万全の処置をすること。

(4) 人力除草

- (ア) 障害物等により、機械が入れない場所に適用し、かま等で1cm以下に刈りそろえること。

(イ) ヨモギ、セイタカアワダチソウ等の徒長するものは、手抜きすること。

13 薬剤散布

- (1) 薬剤散布Aは、トレボンEW（または同等品）希釈1000倍液とし、監督職員の指示を受けて2日以内に実施すること。散布量は必要最小限にすること。薬剤散布Bは、セルコート（または同等品）希釈25倍液とし、監督職員の指示によること。いずれも使用前に材料確認書を提出し、監督職員の確認を受けること。
- (2) 散布時間帯については、監督職員の指示によること。また、現場代理人は、周辺住民への散布作業の内容を、事前に周知徹底し、雨天や強風及び自動車や洗濯物が散布に影響を受ける場合は、作業を中止すること。
- (3) 薬剤散布後7日以内に再発生した場合は再度実施すること。
- (4) 作業日報に害虫の発生場所、害虫の名称、散布量、食害状況、作業状況を記入し報告すること。

14 クビアカツヤカミキリ防除

(1) 防除シート巻き

サクラ、ウメ、モモ、スモモ等（バラ科樹木）に穿孔するクビアカツヤカミキリの侵入防止、または、すでに穿孔したクビアカツヤカミキリ他樹木への飛散防止のため、これらの樹木に防除シートを巻く作業である。地際から樹高 約 1.6m の範囲における幹枝の直径(幹は胸高直径、枝は元径)が 5cm 以上の部位を対象とし、シート巻きの障害となる元径 5cm 程度までの枝の軽易な剪定を含む。

(2) 防除シート撤去

防除シートを撤去する作業である。幹枝に打ち込んだガンタッカーの針の抜き取り、地面へ打ち込んだ目串の抜き取り、または地面への埋設作業を含む。

(3) 防除シート補修

防除シートの補修（破れたシートの閉塞や幹枝に密着したシートへの緩衝材の設置等）をする作業である。

(4) 被害切株シート被覆

クビアカツヤカミキリに穿孔された樹木を伐採した後、現地に残存する根株からのクビアカツヤカミキリの飛散防止のために、根株に防草シートを被覆する作業である。

(5) 樹幹注入

サクラ、ウメ、モモ、スモモ等（バラ科樹木）に穿孔するクビアカツヤカミキリの幼虫発生前から発生初期において、防除を行うために薬剤の樹幹注入を行う作業である。

(6) 主要材料

(1)、(4)及び(5)の作業に使用する主要材料は、下表のとおりである。

主要材料	備 考
防除シート	ポリエチレン、黒、目合い 0.4mm、ラッセル編 ※クビアカガードネット同等品以上
防草シート	ポリプロピレン、黒 ※防草アクリシート（BB1515）同等品以上
目串	U 字ピン 15cm、ワッシャー ※黒丸君同等品以上
樹幹注入型 殺虫剤	リパイク 20ml 同等品以上

15 枯損木伐採

枯れ木の地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者の危険のないよう処理すること。

16 支障木伐採

支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木処理は地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。

17 根株撤去

- (1) 根株を撤去処分する作業であり、掘上げ後は山土で埋戻しを行い、沈下が起らぬよう十分に締固めておくこと。
- (2) 作業に際しては、縁石や水道管等の公園施設を損傷させぬよう充分注意をはらうこと。損傷させた場合は、監督職員に報告のうえ、責任をもって補修を行うこと。

18 伐竹

竹林内の密生した竹を間引く作業である。作業は地上部の伐採処分までとし、根株は利用者に危険のないよう処理すること。

19 植栽

植栽の時期は概ね2月から3月とし、植栽箇所等については監督職員と調整のうえ作業を行うこと。土壌改良については【別紙－6】、支柱設置については【別紙－7】のとおりとする。

また、植栽業務における植替えについては以下のとおりとする。

- (1) 植栽樹木等が業務完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形成不良（枯枝が樹冠部の概ね2／3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形態不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。植替え時期については、甲乙協議するものとする。なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。
- (2) 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- (3) 植替えを行った樹木等が、業務完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- (4) 本業務における樹木等とは、次のものをいう。

サルスベリ、ハナミズキ（白）、シャリンバイ

20 巡視点検

- (1) 監督職員の指定した箇所において、樹木の枝折れや危険木がないか等の点検を行う。点検中に除去可能な危険枝の除去を含むものとする。
- (2) 1回につき、作業員2名で半日の点検を標準とする。
- (3) 点検実施後、【別紙－2】を用いて巡視点検結果の報告を行う。
- (4) 台風等の気象状況により、緊急の点検実施を指示することがある。

4 監督職員の確認に関する事項

第20条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
病虫害防除工	薬剤散布	薬剤
	クビ アカツカミキリ 防除シート巻き	防除シート、防草シート、目串
	クビ アカツカミキリ 被害切株シート被覆	防草シート、目串
	クビ アカツカミキリ 樹幹注入	樹幹注入型殺虫剤
植栽工	高木植栽	樹木、支柱材料、土壌改良材
	中低木植栽	※樹木は、樹姿（樹形）・樹勢（樹皮の損傷、病虫害等）についても確認を行うこと。
その他監督職員が指示するもの		

第21条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第22条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
植栽工	高木植栽	土壌改良の容量（植穴径及び深さ）
	中低木植栽	土壌改良材の配合及び攪拌状況

第 2 3 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

「国土交通省 公園緑地工事施工管理基準 令和 7 年 5 月」を参照すること。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考
植栽工	高木	高さ(H) 幹周(C) 枝張(W)	設計値 $\leq$ H 設計値 $\leq C <$ 上位階級の寸法値 設計値 $\leq W$ 材料検収時に樹種別、規格別に各 設計数量の 10%を計測する。	
	中低木	高さ(H) 枝張(W)	設計値 $\leq$ H 設計値 $\leq W$ 材料検収時に樹種別、規格別に各 設計数量の 10%を計測する。	

5 建設副産物に関する事項

第 2 4 条（建設副産物の適正処理）

1 一般廃棄物が発生する場合の対応

本業務で発生した資源化可能な剪定枝等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。

【表－１】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

2 自社処分を行う場合は、【表－２】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－１】建設副産物の受入場所

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (剪定枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 10.9km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 10.9km
建設発生木材 (根株)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 10.9km
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路八反田 29	設計運搬距離 L = 11.5km
建設発生木材 (竹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 10.9km

【表－２】 自社処分を実施する場合の提出資料

1.	位置図
2.	平面図
3.	公図
4.	登記簿謄本
5.	現地写真
6.	循環型社会推進部資源循環推進課との協議書 (京都市内の処分施設に搬入する場合に限る)
7.	見積書

- 3 クビアカツヤカミキリの発生が確認された樹木を伐採した場合、その幹や根の処分に当たり、特別な処理が必要になる場合があるため、監督職員の指示に従い、適切に処分するものとし、設計変更の対象とする。

6 その他事項

第25条（検査書類の提出）

完了検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1箇月前までに提出すること。また、完了検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

提出書類は、請負工事必携によるほか、下記の書類を提出すること。

- (1) 建設副産物の処分伝票（処分項目ごとに整理すること）
- (2) 各種材料の納品伝票（品種ごとに整理すること）
- (3) 業務写真帳及び写真データ（CD-R）

デジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によるものとする。

（ア）写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とする。

◇デジタルカメラについては、有効画素数 100 万画素のものを使用する。

◇プリンターについては、フルカラー600dpi 以上のものを使用する。

◇インク・用紙等については、通常の使用条件の下で 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。

（イ）写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

（ウ）業務写真帳は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。）に説明等を併記し、A4 版で作成すること。なお、画像データについては、CD-R 等の電子媒体により提出するものとする。

第 26 条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本業務は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 本業務の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の 8 分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記 8 分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記 8 分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。

- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第27条（情報共有システムの利用）

- 1 本業務は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第28条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本業務は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本業務は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

【別紙－１】

作業計画表

作業月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本剪定									  	  	  	
中木剪定												
軽剪定												
支障枝処理・剪定												
生垣刈込												
寄植刈込												
玉物刈込												
フジ棚剪定												
除草												
薬剤散布												
クビアカツヤカミリ防除												
枯損木伐採												
支障木伐採												
植栽												

公園樹木点検票（1/〇）

現場確認調査 / 巡視点検

年度	令和 年度	公園番号	〇街－〇〇
業務名	公園緑地樹木育成管理(〇〇)業務委託	行政区	〇〇区
点検実施日	令和 〇 年 〇 月 〇 日（ 〇 曜日 ）	点検者	株式会社〇〇造園
公園名	〇〇公園	(2名以上)	造園一郎 、 造園次郎

記号凡例 〇:事象なし / ×:事象あり / △:剪定作業等において処置完了した場合 / —:点検項目外

点検項目	記号	点検項目	記号
① 枯れ枝、折れ枝、ぶら下がりがり枝などはないか		⑧ 民有地に近接(樹冠が越境する程度)した大径木(幹周100cm以上)はないか	
② 突出枝・支障枝がないか		⑨ 病害虫が発生していないか	
③ 樹幹の不自然な傾斜はないか		⑩ 樹勢が弱まっている樹木はないか	
④ 樹幹の亀裂、開口空洞、腐れ露出等はないか		⑪ 根上りによる危険な段差はないか(3cm以上を目安とする)	
⑤ 樹幹や大枝、地際等にキノコが発生している木はないか		⑫ その他、応急処置が必要なものはないか (内容:)	
⑥ 大規模な樹皮のはがれはないか		⑬ その他、応急処置が必要なものはないか (内容:)	
⑦ 民有地への越境枝はないか		⑭ その他、応急処置が必要なものはないか (内容:)	

所見記入欄

危険度評価基準 1. 危険性は低いと思われる 2. 危険性はあるが、すぐには倒伏、枝折れはしないと思われる
(任意記入) 3. 危険性は高いと思われる

No.	樹種	H	C	W	外観所見	点検判定	危険度※ 1(低)～3(高)

箇所図示

概略図

特記事項

※危険度については目視によるおおよその判断であり、対応要否については本市監督職員との協議により決定する。

提出日： 令和 年 月 日

公園樹木点検票（2/○）

公園番号	○街－○○
------	-------

状況写真（○○公園）

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

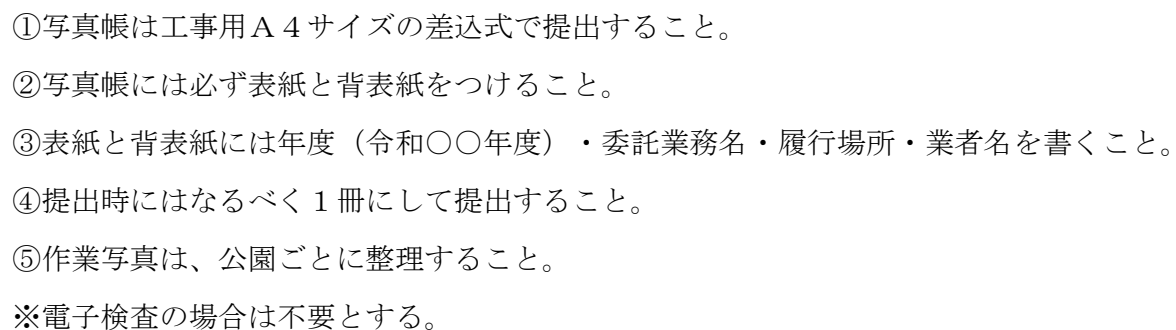
※記入欄等が不足する場合は別紙(様式問わず)を添付し提出すること。

【別紙－３】

ラン ク 表

	上木	中木	支障枝処理	支障枝剪定	生垣	寄植	玉物	クビ`アカツヤカミギリ 防除シート巻き	クビ`アカツヤカミギリ 被害切株シート被覆	クビ`アカツヤカミギリ 樹幹注入	枯損木伐採 ／支障木伐採	根株撤去	伐竹
	C:幹周	H:高さ	枝周	C:幹周	H:高さ	H:高さ	H:高さ	C:幹周	C:幹周	C:幹周	C:幹周	根元周	密度
ランク	cm	m	cm	cm	m	m	m	cm	cm	cm	cm	cm	本/100㎡
A	25未満	1.5未満	15未満	50未満	0.6未満	1.2未満	0.6未満	90以上120未満	90以上120未満	90以上120未満	25未満	40未満	10未満
B	25以上50未満	1.5以上2.0未満	15以上30未満	50以上100未満	0.6以上1.2未満	1.2以上2.0未満	0.6以上0.9未満	120以上150未満	120以上150未満	120以上150未満	25以上50未満	40以上75未満	10以上50未満
C	50以上75未満	2.0以上2.5未満	30以上45未満	100以上150未満	1.2以上2.0未満	2.0以上	0.9以上1.2未満	150以上180未満	150以上180未満	150以上180未満	50以上75未満	75以上112未満	50以上
D	75以上100未満	2.5以上3.0未満		150以上200未満	2.0以上		1.2以上1.7未満	180以上210未満	180以上210未満	180以上210未満	75以上100未満	112以上150未満	
E	100以上125未満	3.0以上		200以上250未満			1.7以上	210以上240未満	210以上240未満	210以上240未満	100以上125未満	150以上200未満	
F	125以上150未満										125以上150未満	200以上250未満	
G	150以上175未満										150以上175未満	250以上300未満	
H	175以上200未満										175以上200未満		
I	200以上225未満										200以上225未満		
J	225以上250未満										225以上250未満		
K	250以上275未満										250以上275未満		
L	275以上300未満										275以上300未満		
M	300以上325未満										／300以上325未満		
N	325以上350未満										／325以上350未満		

※支障枝処理の枝周は、幹から30cm離れた位置で計測する。



【別紙－５】

写真撮影等仕様

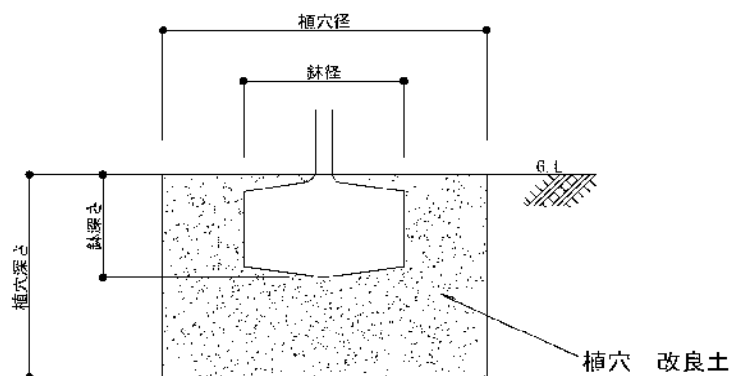
基本剪定	１公園ごと、作業回数ごと、樹種ごとに、代表１箇所１組撮る。
中木剪定	１公園ごと、作業回数ごとに、３０本につき１組撮る。
軽剪定	１公園ごと、作業回数ごと、樹種ごとに、代表１箇所１組撮る。
支障枝処理	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
支障枝剪定	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
生垣剪定	１公園ごと、作業回数ごとに、５０ｍにつき１組撮る。
寄植刈込	１公園ごと、作業回数ごとに、５０㎡につき１組撮る。
玉物刈込	１公園ごと、作業回数ごとに、同一樹種３０株につき１組撮る。
フジ棚剪定	フジ棚１箇所ごと、作業回数ごとに、１組撮る。
除草（街区公園）	１公園ごと、作業回数ごとに、全景を１組撮る。
除草(街区公園以外)	１公園ごと、作業回数ごとに、２０００㎡につき１組撮る。
薬剤散布	１公園ごと、作業回数ごとに、１組撮る。１０回につき１枚、薬剤調整（希釈・混合）状況を撮る。
クビアカツヤカミギリ防除	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
枯損木伐採	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
支障木伐採	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
伐竹	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
根株撤去	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
発生材処理	１公園ごと、作業回数ごとに、代表１箇所１組撮る。
植栽	１公園ごと、作業回数ごとに、１本（株）撮る。

※写真は作業前、作業中、作業後を１組とする。

※代表箇所は、園路沿いや、広場周辺等で、ランクの大きい樹木を主体に選定すること。

※作業樹木同士が近接している箇所の場合は、まとめて複数の樹木が入るよう工夫して撮影すること。

土壌改良（断面図）



植穴に入れる改良土は、現場発生土60%、パーク堆肥20%、真珠岩系パーライト20%を混合すること。

改良土（1 m3当たり）

現場発生土	パーク堆肥	真珠岩系パーライト
0.6 m3	100 kg	200 kg
60 %	20 %	20 %

鉢容量及び植穴容量

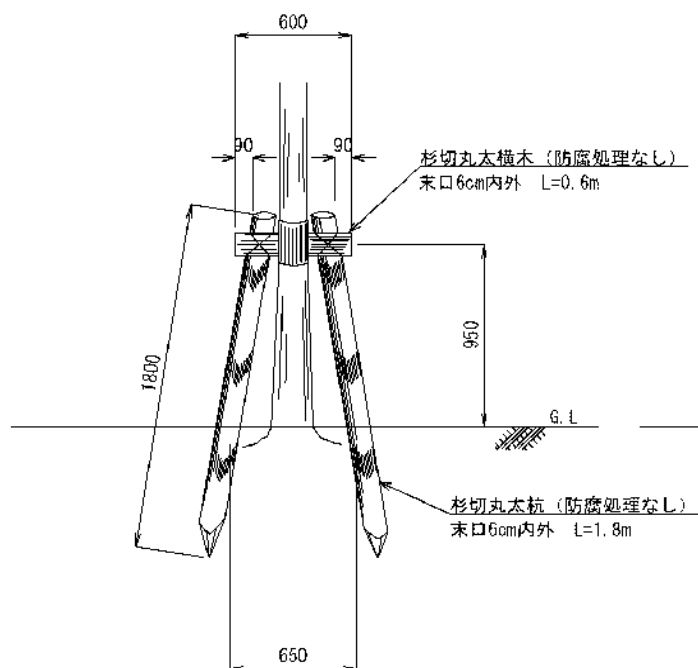
(注)埋戻容量＝改良土容量

形状	幹周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m3)	植穴容量 (m3)	埋戻容量 (m3)
高 木	10 未満	33	25	69	37	0.017	0.090	0.073
	10 以上 15 未満	38	28	75	40	0.028	0.140	0.112
	15 以上 20 未満	47	33	87	46	0.061	0.270	0.209
	20 以上 25 未満	57	39	99	53	0.110	0.440	0.330

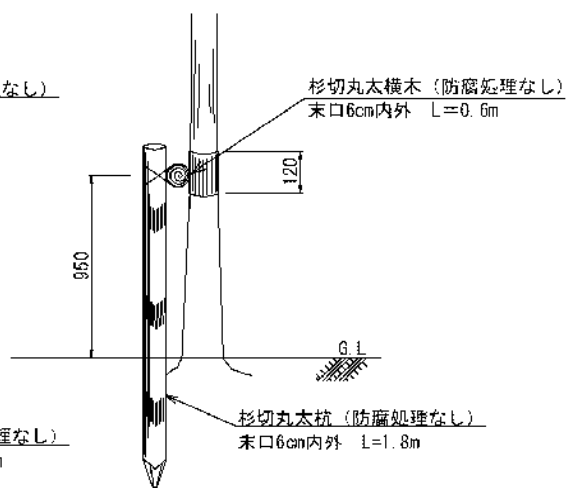
形状	樹高 (cm)	鉢径 (cm)	鉢深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m3)	植穴容量 (m3)	埋戻容量 (m3)
中低木	30 未満	15	8	29	23	0.001	0.015	0.014
	30 以上 50 未満	17	10	33	26	0.002	0.022	0.020
	50 以上 80 未満	20	12	37	28	0.004	0.030	0.026
	80 以上 100 未満	22	13	41	31	0.005	0.040	0.035
	100 以上 150 未満	26	16	46	35	0.008	0.057	0.049
	150 以上 200 未満	30	19	54	40	0.013	0.090	0.077
	200 以上 250 未満	35	23	61	46	0.022	0.133	0.111
	250 以上 300 未満	40	26	69	51	0.032	0.188	0.156

二脚鳥居支柱（添木無）

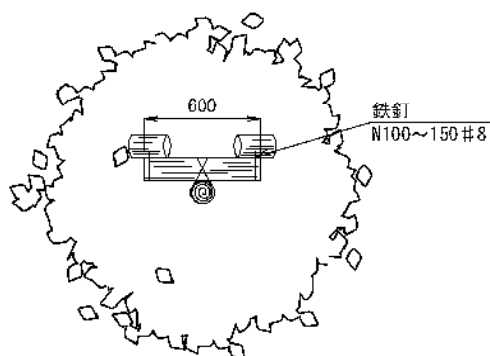
正面图



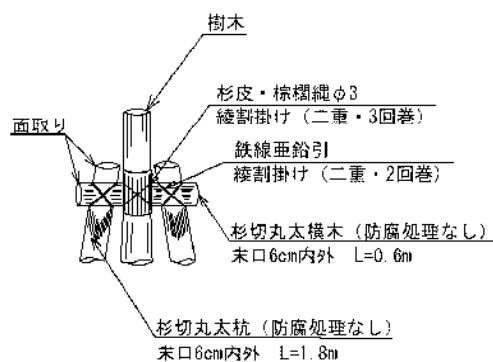
側面図



平面图



部分姿図



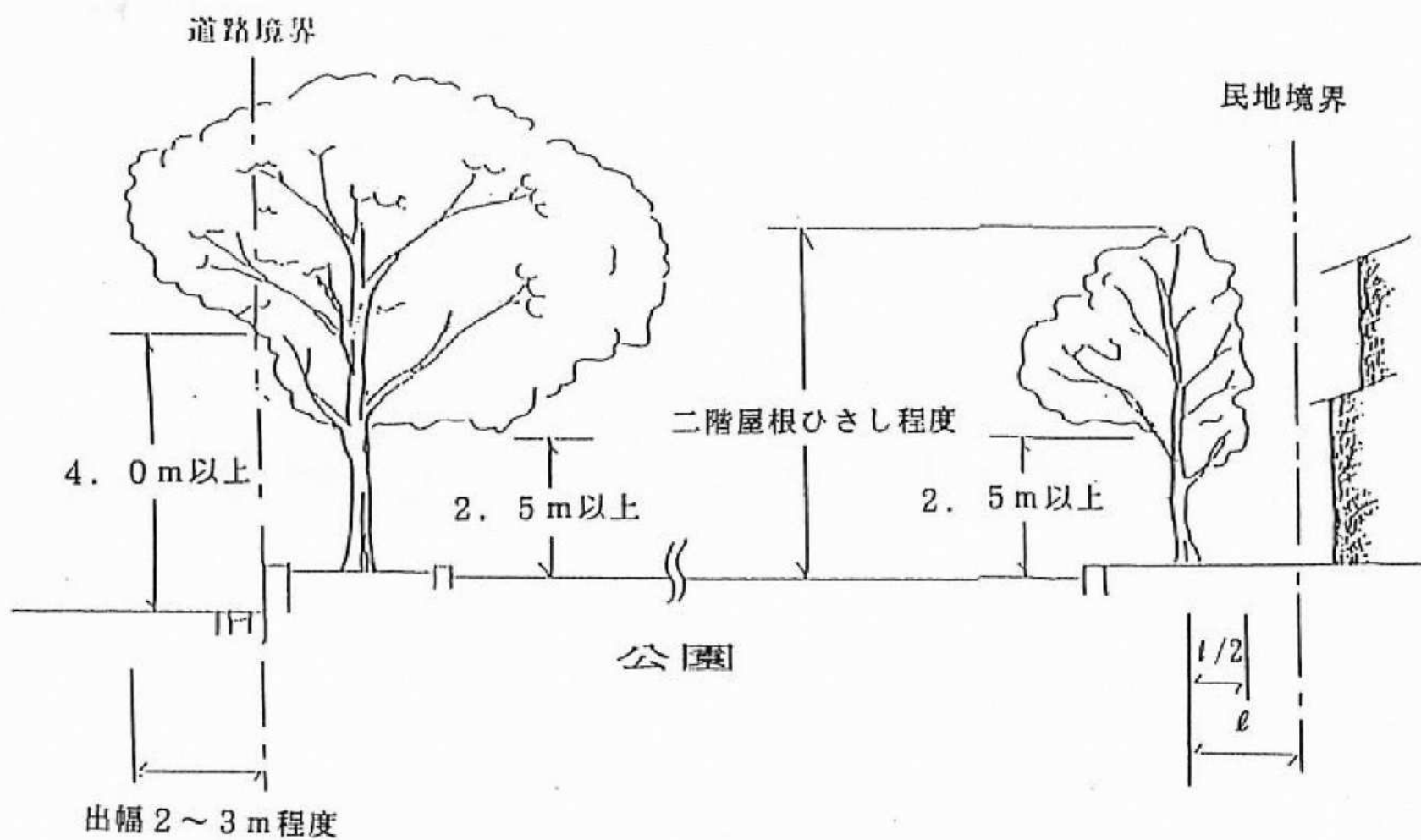
材料表

1本当たり

杉切丸太杭（みやこ杣木）	末口60×長1800	2本
杉切丸太横木（みやこ杣木）	末口60×長600	1本
結束（杉皮・棕櫚縄・鉄線・洋釘）等		一式

仕様

- 丸太の切口部は必ず面取りを施すこと。
○支柱用木材はみやこ柚木とする。



位置図

公園緑地樹木育成管理（西京土木みどり事務所（東部））業務委託

